

2018年 11月 20日

横須賀市長 上地 克明 様

2019 年度横須賀市予算に対する
日本共産党市議会議員団の要望

日本共産党横須賀市議会議員団

団長	大 村	洋 子
	ね ぎ し	か ず こ
	井 坂	な お し

2019年度予算要望書の提出にあたって

日頃からの市政への尽力に対し心からの敬意を表します。

「モリ・カケ」問題に見られる安倍首相の国政私物化に対する怒りが、私たちが実施しているアンケートの自由記述欄にびっしり書き込まれており、改めて政治不信の大きさを痛感しています。さらに、憲法遵守義務のある総理大臣が9条改憲を公言し、それが政治の責任だと居直っていることに「恐ろしさ」を禁じ得ません。

このように国政のありようがあまりにも異常な状態ですが、地方政治がこれと無縁であることはできません。それだけに横須賀市政を担当する貴職の果たす役割は極めて大きいと思います。安倍内閣は、安保関連法制によって自衛隊の専守防衛という枠を取り払い、トランプ大統領の言うがままに軍備増強の装備購入を約束させられています。その煽りが社会保障、教育、福祉などの予算削減に如実にあらわれています。

地方自治体が国に対し、言うべきことをしっかり言うことの必要性がいまほど求められている時はありません。現憲法のもとでは地方自治が明記され、地方自治体は国と対等の関係にあり、地方自治体が自治を守り、住民の暮らしに根ざして平和の砦となっていくことができることを沖縄のたたかいが示していると思います。

私たちは日米安保条約などに対する問題などでは政治的立場や見解を異にしますが、貴職が市議時代から心から差別と戦争を憎み、地方自治や民主主義の基本的な点を強く主張されてきたことには敬意を持ってきましたし、立場の違いを超えて多くの方々にも共感されてきたと思います。今を新たな「戦前」にしないために、基地が増強されている現状などに対してもこの姿勢を貫徹されることを強く期待します。

市政運営においては中学校卒業までの医療費無料化をはじめとして市民の要求にかなった方向で前進させている面がある一方で、シニアパスの縮小などを後退させました。限られた財源とは言え福祉施策の削減が不可避であったとは言えません。市民の厳しいくらしの実態を考えれば、福祉・くらし充実へと方向転換をすべきです。

また、うわまち病院の問題では全体計画の概要も示さず、「移転」だけが唐突に発表されました。私たちはこの手法には理解できません。難しい問題であればあるほど丁寧な説明をすべきです。計画の全容を示し、広く市民の意見を聞いて計画に反映するよう求めます。

国保料金が高い問題の改善は喫緊の課題です。国の補助金や被保険者の構成の変化など構造的な問題があり根本的には国の責任で抜本的に改善すべきですが、それを待っているわけにはいきません。子育て支援策の強化の問題としてせめて子どもの均等割をなくすなど緊急にとり組むことが必要です。

私たちはこれまでも言い続けてきましたが、国政がくらしを蔑ろにしているだけに、市政が防波堤の役割を果たすべきです。今回もこうした立場から予算要望書をまとめました。市民の切実な要求を新年度予算に反映されるよう強く要望します。

1 介護・福祉・医療、くらし

(一) 介護保険制度のもとで、市が公的役割を発揮して施策の拡充をはかる。

- ① 利用者、事業者等介護保険制度の現場の声をしっかりと把握し、その内容を国に伝え、市の出来得る支援を行うこと。
- ② 国民健康保険料、後期高齢者医療保険費、介護保険費等の滞納世帯に対して、生活保護基準に相当すると思われる際、またその世帯が生活困窮を訴える場合、適切に制度を紹介すること。全ての窓口対応者に意識づけすること。
- ③ 低所得者への利用料の減免については、資産要件（単身世帯で100万円、複数世帯で150万円）を周知するとともに、減免の相談に応じる姿勢を示すこと。また、在宅サービス利用料の減免対象者を生活保護水準の1.3倍とすることを検討するなど、低所得者対策のさらなる拡大に努力すること。
- ④ 「介護従事者アンケート調査」は今後も必ず行っていくこと。その際、アンケートの設問では賃金等の処遇改善に関連する内容と同時に、従事者の健康面、特にストレスの有無やメンタル面でのアンケートも行い、市として支援していくこと。必要ならば、県や国にも予算要求すること。
- ⑤ 特別養護老人ホームへの入所を希望する人が多く待機せざるを得ないのが実態である。市として、特別養護老人ホームの建設を進めること。未利用地の原則売却や無償貸し付けはしないという方針に拘泥することなく、柔軟に対応する方針に転換すること。

(二) 高齢者が健康で、明るく、元気にくらせて、介護予防にも役立つように。

- ① 行政センター区域ごとに設置されつつある高齢者生活支援体制整備推進協議会の全市的な会合を行うこと。先行的な地域は取り組みを報告し、後発的な地域は具体的な活動のヒントを持ち帰るなど、情報交換、交流の場を市が支援すること。運営補助も引き続きおこなうこと。
- ② 「はり、きゅう、マッサージ施術に対する助成事業」は一時的に廃止されたり、制度の再開の強い要望をうけて復活したりという変遷がある。超高齢社会の到来で、この施策の要望は強まっていくと考えられる。利用者負担の軽減に努力すること。
- ③ 高齢者の自動車操作ミスによる事故が後を絶たない。今後は免許返上の高齢者が増えていくと考えられる。本市の市域の特性から言うと、西部地域は鉄道が

なく、もっぱら公共交通機関はバスとなる。市民からは「横浜と比べると高齢者の外出支援が横須賀は遅れている」という声をよく聴いている。「はつらつシニアパス」の対象年齢引き上げと販売価格の引き上げは高齢者の望む姿と逆行である。年金が引き下げられている状況を鑑みれば、65歳から1万円で購入できるようにすること。

- ④ 高齢者世帯の実態把握をし、ごみ収集の試行が始まっているが、高齢者1人世帯に限定せず、障がい者の世帯等柔軟に対応世帯を拡充して考えること。

(三) 障がい者（児）福祉の拡充とノーマライゼーションの推進

- ① 障害者権利条約が批准され、障害者基本法の改正や障害者差別解消法、障害者虐待防止法などが制定されたが、まだ不十分な点が指摘されている。更なる障害者施策の向上のため、民間事業者の合理的配慮義務を法的義務にすることや国内人権機関の設立などの法整備を国に求めるとともに、市としての施策充実に取り組むこと。
- ② 市が行う傍聴が可能な会議については、できるだけ拡声器と筆記スペース（テーブルや机）を設置し、傍聴者への配慮を行うこと。就学前の幼児のいる方の傍聴者が事前希望した場合は託児を保障すること。またその旨を周知すること。
- ③ 重症心身障がい児者施設の運営に、土地を購入した借入金の償還が負担として影響しないよう、市として、できる限りの支援をすること。新たな支援策の創設という観点で進めていくことが必要であり、既設施設を所有する他法人との整合性にとらわれていてはことは進まない。支障があるのであれば実情に即して工夫し、支援すること。
- ④ 重症心身障がい児者施設の運営には、看護師確保は重要な課題である。なぜ、確保がすすまないのか問題点を明らかにすること。市として具体的、積極的な支援を図ること。増床への努力がされてきているものの、当初の計画人数（68人）には程遠く、引き続き、支援を強めること。
- ⑤ 重症心身障がい児者の入所施設ができ、徐々にサービス供給体制が拡充されてきた。しかし、短期入所事業など、サービス供給が不十分なところがあるため、利用者や関係団体の意見をふまえて早期に改善が図られるよう、市としても支援をしていくこと。
- ⑥ 障がい者地域作業所の安定的な運営と職員の安定確保を図られているのか、また、利用人数実績による補助算定で運営継続に支障が出ていないかをしっかり調査すること。この算定方法になり10年余となるが推移も分析すること。その結果を踏まえて必要な支援を行うこと。
- ⑦ 福祉の水準を落とさないように努めるとともに、次のことを実施すること。

- (1) ひとり一人違いのある障がい者に対してきめ細かな信頼に足る相談体制を充実・強化するため専門職員であるケースワーカーを増員すること。障がい者本人や保護者の中には、相談や助言をしてくれるケースワーカーの存在を知らない方もいる。合わせて周知もおこなうこと。
 - (2) 知的障害者施設への入所待機者が多い。国の方針でもある地域での生活基盤整備のためのグループホーム支援を進めているということだが、実態把握をし、さらにニーズに応えられるよう支援を強化すること。
 - (3) 在宅サービスのヘルパー派遣の限度額基準の廃止と必要な予算をつけるよう国へ積極的に要求すること。
 - (4) 障がい者の社会参加を広げるためにも、通勤にサービス利用ができるよう国に要請すること。また、通勤が生産活動の一環とはいえ、実際は、雇用者が介護サービスに係る費用を全額交通費に入れることがほとんどないことを考慮に入れ、通勤手当の補助を行うこと。
- ⑧ グループホームに個室を確保するなどの質的向上を図るため、家賃補助の上限を引き上げるとともに、四分の三補助とすること。引き続き国庫助成の増額を求めること。
- ⑨ 聴覚障がい者からの次の要望を実現すること。
- (1) 手話通訳者・要約筆記者への派遣扶助費は4時間まで4,000円、以降1時間毎に1,000円の加算とのものである。今や時給は1,500円への時代である。専門職であることを考え、派遣扶助費をさらに引き上げること。
 - (2) 距離によって異なる手話通訳者・要約筆記者の交通費を通訳料に含めて設定するのは合理性に欠ける。市外への派遣について交通費が支給されるようになったが、市内派遣と通訳中の移動に要する交通費も利用者の負担ではなく、市が実費を支給すること。
 - (3) 高齢の聴覚障がい者にファックス等音声以外の安否確認のシステム活用を研修、試行実施し体制を整えること。
 - (4) 災害情報を音声だけでなく、視覚的にも確認できるよう総合福祉会館にデジタルサイネージのような掲示板を設置すること。
 - (5) 総合福祉会館のエレベーターは3基ならんでいるが、視覚障がい者にはわかりづらいとの声がある。音声で「真ん中のエレベーターが開きます」など案内を入れる工夫をすること。
- ⑩ 知的障がい者、精神障がい者施策に充実をはかること。
- (1) 児童相談所を設置した以上、知的障がい児の施設受け入れは市の責任である。医療型入所施設は「ライフゆう」が誕生したものの、福祉型入所施設については、県任せにならないよう、早期設置を進めること。
 - (2) 本市は神奈川県制度改定後も重度障がい者医療費助成制度の一部負担金、

年齢制限、所得制限の見直しを行わず市として独自に制度を維持してきたが、2014年10月からは導入へと踏み出した。この間、このいわゆる「65歳問題」で困惑している方からのご相談を受けることがあり、実際に矛盾を感じる市民の存在を確認している。制度撤回を国に求めると同時に市として以前の制度に戻すこと。また、精神障がい者への助成については手帳の1級の方だけでなく、対象を拡大するよう対応すること。

(3) 障害者差別解消法が施行され、社会のあらゆる場面に障がい者が参加する条件整備が進められている。本市は10年余にわたり知的障がい者、精神障がい者の雇用を準備し実践してきたと承知している。今年度、法定雇用率算定誤りが明らかになったことなどを踏まえ、今までの教訓を一定総括すること。この法は言うまでもなく障がい者への合理的配慮を推進するものである。本市が扱う全ての指定管理者などの業務委託要件に障がい者雇用を義務付けること。

(4) 岩戸養護学校、武山養護学校の生徒の卒業後の就労、日中活動の場の確保が大変厳しい状況である。市として就労支援の更なる強化とともに日中活動の場を拡大するように積極的に取り組むこと。

(5) 2019年5月から「障害者ワークステーションよこすか」がはじまり障害者雇用のステップアップの場ができる。当事者の意見を聞きながら働く環境整備を進めること。また、任期終了後の一般就労や継続雇用などの選択肢を確保する手立てを講じること。これを機に知的障がい者、精神障がい者の雇用が広がっていくよう努力を続けること。

(6) 精神障がい者保健福祉手帳2級保持者は障害年金で自立している方もいる。精神障がい者は薬服用でコントロールする必要がある長くクリニックに通う方が多い。このような方々が医療費と交通費負担で生活が出来ず、やむなく生活保護制度に頼らざるを得ない場合がある。障害年金で自立生活が継続できるよう医療費と交通費を軽減するサービスを拡充すること。

⑪ ユニバーサルデザイン・バリアフリー改修を、庁舎内及び市施設において積極的に取り入れるための研究を進め、実施すること。

(四) 子育て支援を強化し、子どものしあわせを守る。

① 子ども子育て新制度に移行されたが、保護者・事業者にとって、望ましいものとはなっていない実態が出てきている。とりわけ、企業内における保育所の運営について不安定さが指摘されている。保護者が安心して子どもを預けることができ、子どもの育ちが充分保障されるよう、問題点を見極め、その是正に努めること。

② 子育てしやすいまちとして、小児医療費助成を中学3年生まで引き上げたことは

大きな前進である。さらに18歳まで対象となるよう尽力すること。また、県の補助を引き上げるよう求めるとともに、全国に広がっている小児医療費無料化を国の制度にすることに合理性があることは明瞭なので県、国に強く求めること。

- ③ 待機児のカウントの仕方は、実態を反映していない。市から不承諾通知が届き保護者が希望する保育園に入れず、いわゆる「保留児童」は、待機児童の数倍の多さとなっている。この解消につとめること。
- ④ 保育料の保護者負担は国が規定する多子世帯及びひとり親等世帯に対する軽減措置はされたところだが、こどもをひとりしかもうけられない世帯も多い。安心して子どもを産み育てられるよう保育料の大幅な引き下げを行うこと。無償化への動きを加速させるため国への働きかけを強めること。その際、所得制限はなしにするべきことも訴えること。
- ⑤ 保護者の子育ての悩み等に対応するためには、経験豊かな保育士が必要であり、その方々が働きつづられる環境、条件が揃っていないと不行き届きである。保育士の人件費はもとより、私立保育園への助成の充実を関係団体等の意見をふまえて図っていくこと。
- ⑥ ひとり親家庭、生活困窮家庭、障害児をもつ家庭等保育園利用の家庭はケースバイケースだ。そのような家庭に丁寧に対応できるのが、公立保育園であり、現在の11園体制を維持し、保育園再編計画にある民営化の方針は見直すこと。
- ⑦ 学童クラブ施策の充実も「子育てしやすい横須賀」の発信力となる。共同運営の学童保育について、国の助成制度も活用し運営費補助の充実を含めた支援をさらに拡充し、全国で一番高い保護者負担を現在の半額にすることをはじめ、以下の実現に努めること。
 - (1) 指導員の人件費と家賃を全額助成すること。
 - (2) ひとり親世帯に対する補助を増額すること。
 - (3) 施設の耐震調査、耐震化への助成、必要ならば移設への対応をすること。今般の地震多発状況をみれば、早急に取り掛かる必要がある。
- ⑧ 母子家庭の生活支援、虐待を受けている方たちの支援を強めること。特に育児の仕方から生活習慣を含めて支援を必要とする母親については、個室化された在宅でのサポートではどうしても支援が細切れとなる。まるごとの見守りと支援が必要なケースであり、母子が分離せずにサポートが受けられるよう、母子支援施設への入所を保障すること。他都市との連携を密にすること。

(五) 市民病院・うわまち病院の公的病院としての役割を果たし、充実させる。

- ① うわまち病院の建替えについては、うわまち病院周辺に大きな影響を及ぼすこ

とを考えると、現地建て替え、移転建て替え、いずれにせよ周辺住民、商店街の方々との丁寧な合意形成に努力すること。

- ② 市民病院の小児科の入院診療が休止となっていることは極めて遺憾である。早期に再開できるように指定管理者に取り組みの強化を求めるとともに市としても最優先課題として取り組むこと。同時に産科の休診は市の周産期医療サービスの低下を招いている。産科再開にむけた取り組みを強化すること。
- ③ 看護師の確保については、勤務条件などの処遇改善を図るよう指定管理者に要請することを含め市としての責任を果たすこと

(六) 国民健康保険の充実をはかる。

- ① 組合国民健康保険に対する事務費補助を継続し、せめて近隣都市並みに拡充すること。
- ② 国保料は他の健保と比べても負担が重い。国の負担金を増やすなどの抜本的改善が必要であるが、市独自の施策として子育て世代の負担を軽減することが早急に求められる。横浜市のように子どもの均等割をなくすなど負担軽減をはかること。
- ③ 国民健康保険制度は、いたずらに「相互扶助」を流布するのではなく、憲法に基づいた社会保障制度であるという意識をしっかりとつこと。

(七) セーフティーネットを強化し、貧困からいのちを守る。

- ① 毎年度、保険証が使えないことから医療にかかるのが遅くなり重症化したり、亡くなるケースが報告されている。介護保険料、国保保険料滞納者に対して実情を深く把握して適切な納付相談をすること。また、納付指導員や職員が直接、本人と接触しないまま資格証を発行するやり方を改めること。納付相談をもっと充実させるため、職員の増員をはかること。また、資格証とは何かの説明を直接本人にしないまま発行することもやめること。
- ② 生活保護制度において国から報告を指示される内容のシステム改修については法定受託事務であるので、国に財源を要求すること。
- ③ 度重なる生活扶助費の削減、老齢加算の廃止、住宅扶助費の変更・削減によって、受給者から窮乏の声を多く聞いている。改定をそのまま事務執行するのではなく、受給者の立場にたち制度改善のため何が必要か機会を捉え県、国に現状をしっかりと報告し、改善提案すること。

- ④ 生活保護受給者の医療扶助を「医療証方式」にすると保護費の濫給につながる恐れがあるとの見方が一部にあるが、そのことよりも、医療にかかりたいが我慢をしてしまう、受診抑制となり重症化することの方が問題だと感じている。実際にそのような声を複数件聞いている。したがって、「医療証方式」を進めるよう国に要望すること。また、すぐに「医療証方式」に移行できないのであれば、緊急時の対応についてしっかりと受給者に周知すること。
- ⑤ 生活保護受給者が入院し、1 か月を超えた場合、基準額が 23,150 円となる。この点について対象者すべてに丁寧にお知らせすること。ひとり暮らしの場合、必然的に「寝巻きセット」などを月額で購入することになる。500 円程度のセットでも 30 日で 15,000 円となり、これだけで基準額の 6 割以上となる。さらにおむつなどが必要な場合もある。入院した保護受給者の負担を軽減するための方策を講じること。
- ⑥ 生活保護受給者の8割を超える人が医療扶助を受けている現状を考えれば、その中の多くの人が通院の際に交通費（移送費）がかかっていると思われる。移送費については申請すれば支給されることを、生活保護受給者全員に周知していただいたが、この周知は1度で終わりではなく、毎年適時行うこと。受給開始時には必ず丁寧な周知を行うこと。

(八) 市民のくらしを守るひらかれた行政を。

- ① 女性の管理職の割合が増えない要因を分析し、引き続き女性管理職の割合を増やすための施策を行うこと。また、結婚 妊娠 出産など一育児休業をしても働き続けられる環境整備と支援体制、職場の意識改革をさらに進めること。
- ② すべての職員の労働時間についてしっかり把握し管理をすること。1 ヶ月の時間外労働が「過労死ライン」や労働基準監督署に届けている以上に行わせないこと。とりわけ非常勤職員にサービス残業を行わせないこと。
- ③ マイナンバー制度は必要性に乏しく、プライバシー保護の点でも懸念があるので中止を求めること。本来、国庫支出金で賄われるべき費用がシステムの導入や改修に本市一般会計から投じられている。国に必要額を請求すること。
- ④ ひとり親世帯への上下水道基本料金の減免制度を引き続き行うこと。必要な家庭が漏れなく受けられるよう、周知徹底をすること。
- ⑤ ひとり親家庭に対して、就労支援、子育て、暮らし全体をまるごと相談できる体制をつくり周知すること。
- ⑥ 全国的にはこどもの貧困は最悪の状態からは脱したと思われる。しかし、一方で、貧困ラインを導く中央値の推移を厚生労働省の調査で確認すれば1997年か

ら2015年の18年間で43万円も減っている。このような実態がありながら、国は生活保護基準を下げ続けているのであるから、就学援助対象家庭の基準は生活保護基準の1.5倍を堅持すること。

- ⑦ 国の生活保護基準の引き下げによって就学援助の対象から外れる世帯に対し、市独自の施策で引き続き就学援助の対象とすること。
- ⑧ 地方交付税の不足分を臨時財政対策債で地方自治体に肩代わりさせるやり方をやめるよう要求するとともに、国の責任で地方交付税を規定通り交付するよう要求すること。
- ⑨ 消費税は所得の多少に関係なく生活必需品にもかかる最悪の課税制度である。2019年10月の消費税10%への増税を行わないよう国に求めること。引き続き増税に伴う市の支出増を補てんする地方財政の拡充を求めること。
- ⑩ 財政運営の厳しさが強調されるあまり、本来税で負担すべき領域にまで「受益者負担」の考え方が忍び寄ってきている。非常にあいまいな「受益者負担」の概念を安易に持ち出し「公平性」「公正性」を吹聴することは市民への説明責任にはならないので止めること。「将来の施設の適正管理と安定的な運用に向けて」との理由は不十分であり、利用者の負担増となる料金値上げは止めること。
- ⑪ 県補助金で重度障害者医療費助成などの福祉施策として重要なものが削減対象となっているが削減しないよう引き続き県に強く求めること。
- ⑫ ファシリティマネジメントは地域住民や利用者の意見、要望をしっかりと取り入れ、将来のまちづくりの展望を鮮明にし、市民とともに進めていくこと。

2 教育・観光・文化・スポーツ

(一) 憲法に基づいて教育条件の拡充につとめる。

- ① 学習指導要領に基づき「国旗」「国家」を指導するのは、教育公務員としての責務としているが、法の付帯決議によれば「強制しない」となっている。日本国憲法第19条には「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」とあり、内心の自由を保障している。教育基本法、学習指導要領はあくまで日本国憲法のもとにある規範である。憲法の平和主義が危ぶまれてきているときだけに慎重を期すべき問題である。処分まで持ち出し職務命令で押し付けたり、強制するやり方は個人の尊厳を踏みにじるものであり、およそ教育の場にふさわしくない。教職員、児童生徒への押し付けは止めること。とりわけ外国籍の児童に対しては押し付けは絶対に止めること。
- ② 「子どもの権利条約」はこれまでの子ども観の変革をも要求するものである。

しかし、子どもを取り巻く環境はますます悪化している。国連から勧告されているように早急な改善が必要である。「横須賀子ども未来プラン」のもと、具体的な取り組みを進めているとはいえ、「子どもの権利条約」を真正面から受け止めたものにまで高めていく必要がある。「子どもの権利条例」を制定し、本市の子どもの施策のすべてにおいて、その精神がゆきわたるようにすること。

- ③ 少人数学級編成へ前進してきているが、子どもたちの個性豊かな成長を保障することを考えると更なる前進が求められる。全校で小学3年生35人以下学級になるよう取り組むとともに、4年生以上についても早急に実現すること。少子化に伴いクラスを統一したことにより、逆に学級内の児童数が増える弊害についてももしっかり考慮すること。
- ④ 貧困再生産の連鎖を断ち切るため教育に期待するところが大きい。生活困窮者自立支援法が制定され、生活困窮家庭の子どもを対象とした学習支援事業が公的資金を活用して実施できるようになったことを受け、本市でも事業展開していることは承知している。教育委員会と連携して指導者の確保に協力すること。徐々に数を増やし9か所で行うこととしているが、さらに増やせるよう支援すること。
- ⑤ 憲法違反と言われる安保関連法制（戦争法）によって自衛隊の基本任務として海外での戦闘行為が可能になった。自衛隊の性格が根本的に変わったもとの自衛隊での職場体験学習は義務教育段階にある中学生に本当に必要で、しかも適切なものであるかどうか疑問がある。教育編成権が学校長にあるとはいえ、侵略戦争の反省の上に出発した戦後教育の進んできた道の深い分析と今後の方向性を示すものとして教育委員会としての慎重な検討を求める。

(二)小・中学校の施設を改善し、明るい学校づくりをすすめる。

- ① 全国の給食無償化の現状を把握し、本市も無償化の研究、検討に入ること。
- ② 中学校給食の食器に横須賀らしい絵柄やメッセージを施す計画の検討に入ること
ユニバーサルデザインに配慮すること。
- ③ 給食センター運営事業者選定にあたっては地産地消を重視し、アレルギー対策を万全にとり組むことのできる事業者を選定すること。
- ④ 不登校の児童・生徒への対策については、登校させればそれで解決という単純なものではないことが、共通認識になってきている。本市教育委員会の考え方を確立させ、明らかにすること。
- ⑤ 気候変動の影響で夏休み前から非常に気温の高い日があるため、特別教室や体育館の冷房設備設置の検討に入り、国庫補助を積極的に活用し早期に100%設置

を完了させること。

- ⑥ 各学校・保育園の給食調理室においても気温、湿度の上昇で調理員に体調不良が生じないように冷房を設置するなど環境整備を進めること。
- ⑦ 格差社会が拡大し、保護者の経済状況が悪化している。経済格差が教育格差にならないよう、教育予算を十分に保障し、義務教育無償の原則をつらぬくこと。また、特に「子どもの貧困」問題を考えるとき、学校の持つ普遍性が大きな役割を果たすと言われている。教育にお金がかかりすぎることはお金のあるなしで差別が生まれるし、お金のない家の子どもの方が学校でいやな思いをすることになる。学校が楽しい場所であるためには選別的な救済策を中心にするのではなく、普遍的な施策を中心に充実させることが大切である。現行の標準における公費、私費の負担区分を絶対視するのではなく、標準を抜本的に見直し、授業で必要とする教材などの物品はすべて全額公費とすること。
- ⑧ 自校にプールがないために、交通機関を使って移動し水泳授業を行わざるを得ない児童生徒がいる。これでは教育の機会均等とは言えない。学校プールの全校設置を早期に実現すること。すくなくとも安全に移動できるようバスの増便なども視野に入れること。
- ⑨ 着衣のまま水に入る訓練をすべての児童が行えるようにすること。

(三)障がい児教育の充実をはかる。

- ① 市立養護学校の教員は専門教育を履修した教師を重視した配置を検討すること。またおおむね全ての教員が特別支援学校免許状の取得者となるよう、普通校からの転任の場合は、転任してから特別支援学校免許状を取得するのではなく、十分な研修や専門的な教育を転任に先行して行えるよう工夫、検討すること。

(四)幼児教育、高校教育の改善と充実をはかる。

- ① 希望者が全員進学できることを目指し、国、県、市のそれぞれの制度を募集枠の点でも、助成額の点でも最大限活用できるよう周知徹底し支援すること。公私で学費負担に差がないよう引き続き努力すること。入学ののちに経済的理由で退学する生徒が出ないように特別の配慮をすること。
- ② 経済的理由で勉学の機会が失われることがあってはならない。対象の生徒にもかかわらず、本市の奨学金制度も神奈川県高校生等奨学給付金も両者ともに支給されない生徒がないよう制度の周知徹底と拡充をはかること。

- ③ 市立総合高校を中・高一貫校にすることは公教育として一部の学校だけを特別に扱うことになり、好ましくないのでキッパリ中止すること。
- ④ 市立諏訪幼稚園は市内の幼児教育において重要な役割を果たしている。また、市立大楠幼稚園は地域に欠かせない存在となっている。両市立幼稚園の存在意義を再評価し廃止計画については白紙に戻すこと。改めて保護者・地域住民、幼児教育関係者の声をよく聞いて、存続充実の方向性を明確にすること。

(五)観光・文化・スポーツ施策の充実をはかる。

- ① 横須賀市博物館は、他都市の教育機関や団体・専門家からも高く評価されている。いっそう発展させるために現在不足している収蔵庫の増設、施設修繕等を含めて研究予算を増額して、国に対しても要求すること。
- ② 近代産業の発祥の地として、米軍基地内や住友重機械工業内などに存在する産業遺産の調査、収集、保存、公開をすすめてきたが、時機を失することなく一層すすめること。
- ③ 猿島、第2海堡、貝山地下壕、千代ヶ崎砲台跡等海上や市域に点在する軍事要塞跡を戦争遺産として展示し平和教育の教材にし、本市の児童生徒はもとより市内外方々への生涯学習にも役立てること。

3 防災、まちづくり、環境

(一)防災と安心のまちづくりを。

- ① 最近のゲリラ豪雨や大型の台風では、急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域・地すべり防止区域に指定されていない場所でも土砂崩れや浸水が発生した。上下水道局とも連携し、被害を最小に食い止める方策をとること。
- ② 駅のホームドア設置は乗降客の多いところが優先されているが、単に数だけでなく、駅員がホームに無人となっている小さな駅なども視覚障害者などの転落を防ぐという観点から全駅に設置するよう強く求めること。
- ③ マンションの耐震化改修への助成をすすめること。防災の観点から、優先度を高めて取り組むこと。
- ④ 2018年度は、熱中症患者の搬送など、救急車の出動が頻繁に行われた。今後も、より災害が頻発し激化していくと思われる。それらに対応できる人員の確保に

務めること。

- ⑤ 避難訓練での教訓を避難マニュアルの充実に生かしていくこと。たとえば、震災時避難所に障がい者が避難してきた際には、スピーディーな引き取りをすることや、医者や看護師、手話通訳ができる人など、その障がい者をフォローできる人が避難者の中にいないか呼びかけることなど、障がい者が一時福祉避難所であっても過ごすことができる工夫をマニュアルに盛り込むこと。
- ⑥ 「大規模災害時等における公共施設の給排水設備の工事等に関する覚書」を実効性のあるものにするためにも、施設の図面等の情報提供や開示など、速やかに共有できるように取り組むこと。
- ⑦ 排水管漏水調査業務は市外業者が主となっている。災害時に地理や地質に精通した市内業者が漏水調査ができれば、修理と一体化でき、早期復旧が可能であることから、市内業者参加のための検討を行うこと。また、上下水道局による排水管漏水調査の教育訓練の実施を継続的に行うこと。

(二)放射能災害対策を抜本的に強化する。

- ① 核燃料工場GNF-Jの存在は、近隣住民に大変な不安を与えている。昨今、異常気象による集中豪雨が、大規模な浸水被害をもたらしている。工場は低地に立地しており、原子力がらみの災害へと連動しかねない。それらに対応する防災体制や防災訓練も確立するよう働きかけること。
- ② 福島原発事故の教訓から、自然エネルギーへの転換が社会全体のコンセンサスとなっている。全国には積極的に脱原発を表明している自治体も少なくない。「エネルギー政策は国が定めるもの」と思考停止すれば、本市はこういった社会の流れからどんどん取り残されることになる。本市も脱原発の立場を明確に表明し、自然エネルギーの推進へ本気でまい進すること。
- ③ 原子力防災訓練の現実的な対応を考えるため、夏場等も想定し実施することを検討すること。

(三)自然エネルギーへの転換、環境優先の行政を推進する。

- ① 「パリ協定」後、世界は脱石炭の流れが加速している。横須賀火力発電所の石炭による再稼働計画はこれに逆行するとともに、大気汚染物質による健康被害も懸念される。また、脱石炭の流れや電力需要の減少から石炭火力発電は座礁資産になる恐れから、計画中止の動きも出ている。高効率と言っても石炭はL

NGに比べ2倍の二酸化炭素を排出する。事業者に対して「パリ協定」を守る立場から、発電の再開がどうしても必要であれば温室効果ガス発生量の少ないLNGに変更するよう求めること。さらに、二酸化炭素削減に貢献する義務を、設備にも反映するよう求めること。

- ② 本市としても再生可能エネルギー100%に向けた取り組みのロードマップをつくり持続可能都市づくりをめざすこと。また、市の施設の省エネ化を加速し、促進すること。再生可能エネルギー促進のため、太陽光発電の「屋根貸し事業」や空地の利用をすすめること。一般会計のみならず、事業会計部分の施設へも取り組みを拡大すること。
- ③ 横須賀ごみ処理施設に直接持ち込まれる事業系植木せん定枝や町内会・自治会活動として行った清掃による枝や草については資源化を図る予定とのことである。これを早期に実施し、ごみの減量化に努めること。
- ④ 水俣条約も成立し、水銀も排ガスの測定義務対象となった。環境に配慮することが強く求められるなか、ゴミ処理新施設建設において前提となっている廃プラスチックのサーマルリサイクル方針を撤回すること。
- ⑤ 現在市内4カ所に大気モニタリングポストがあるが、新ごみ処理施設の稼働や地形的なことも再検討し、平作・衣笠地域への設置を含め増設すること。
- ⑥ 持続可能な社会に向けた環境問題はますます重要性を増し、資源保全、自然エネルギー化と低エネルギー社会の形成、二酸化炭素排出削減、放射能汚染からの防御などの取り組みも前進してきている。今まで以上に環境教育の拡充に努めること。「省エネコーナー」を設置して、ソーラーパネルで発電している様子や「キューロ」設置による、無理をせずに可能な省エネ効果が発揮できることを実感できるようにすることと市民の実行に繋げるような援助を含む取組を進めること。

(四)都市計画への市民参加を保障し、住みよいまちづくりを市民とともにすすめる。

- ① 住友重機械工業が閉鎖されすでに十年以上が経過している。イベントなどで、跡地を利用することが可能ではあるが、観光を基幹産業とする本市の立場をしっかりと伝え、さらに粘り強く交渉を続けできる限り土地の無償提供を求めること。
- ② みどりの保全と創造につとめ環境や景観にすぐれたまちづくりに引き続き取り組むこと。土地開発公社から買い受けた緑地を保全するとともに、緑地保全に逆行するような市有地売却を止めること。傾斜地山林寄付に係る受納基準は、寄付者の負担を減らす方向で見直しを検討すること。

- ③ 右肩上がりの経済成長社会に終止符が打たれ、成熟の時代を迎えたことに伴い、コンパクトで歩いて暮らせる集約型都市構造が模索されている。新たな開発となるY-HEART計画は中止し、この場所へのナショナルトレーニングセンターの誘致はやめること。計画地を調整区域に戻すこと。

(五) 便利で快適なくらし、

- ① 以下の整備を行い、通行者の安全や地域の活性化をはかること。
- (1) JRに働きかけ、久里浜駅南側の引き込み線の廃止・撤去を含め、通行者に迷惑が及ばないようにすること。撤去費用について本市に負担を求めていることだが、踏切道改良促進法第7条第1項等に準じて鉄道事業者及び道路管理者が協議して応分の負担を定めるものとする費用負担の根拠に基づき、JRに対して要望を行うこと。
 - (2) 津久井のみかん園・いちご園・いも掘りなどで観光バスを含め訪れる人は大変多く、ウインドウサーフィンの国際大会の会場となるなど北下浦の地域は観光のポテンシャルが高まったことと相まって、今後も集客が見込まれる。津久井高田橋～牛込間の市道拡幅については、交流人口の増加と地域活性化、観光政策推進などの観点から取り組みの位置づけを高め、当面ゆずりあいレーンの設置などで対応することを含め、地元の地主や関係者と協議を促進すること。
 - (3) 長沢2丁目、野比1丁目（五明山入り口）の京急踏切を拡幅すること。
- ② 公共交通の利便性の向上は自家用車に過度に頼らずともよくなり、環境負荷の低減を促進する交通施設整備を進める努力を引き続きすること
- (1) バスの継続乗り継ぎ（鴨居から久里浜。林経由市民病院行きなど）制度がないので料金負担が多くなる。継続乗り継ぎ扱いの実現をはかること。
 - (2) 市民の要望に応えバス路線の増設とバスの増発をはかるよう京急に求めること。
 - (3) 上地市長は「だれもひとりにさせない」と言っておられる。高齢者の外出を支援するためにも「はつらつシニアパス」を1万円で購入できるようにすること。
- ③ 市西部などを走行することになる逗子営業所などからのノンステップバスの普及を格段にすすめ、市全体で100%となるようすすめていくこと。
- ④ 「市営住宅ストック総合活用計画」では神奈川県内では本市が最も公営住宅の設置率が高く、申込み世帯数が減少傾向にあるとしている。しかし、応募倍率が高いところもあり、築年数や場所により偏りがある。世界人権宣言や日本政

府も批准している国際人権規約も認めているように「住まいは権利」であるとの立場から、市民に負担可能な費用で、安全で健康的な良質の住居を提供する努力を続けること。

- ⑤ 民間業者への発注を行う場合、災害時の迅速な対応等を考慮して出来るだけ地元業者へ発注すること
- ⑥ 一人暮らし高齢者世帯が多くなるなど、今まで通りの基本料金のあり方は現実的ではない。基本水量を8m³以下に引き下げること早期に決断すること。そのためにも、かたや大口のところには、上水道・下水道とも月量500m³止まりになっている料金体系を改め、累進性の料金体系の上限を広げること。
- ⑦ 公道に個人住宅用の水道管を敷設する場合は、個人への助成、というスタンスから一歩進み、給水者の責任で敷設すること。
- ⑧ 鉛給水管は健康面での懸念があり、また、漏水修理の要因の大部分を占めている。横浜や川崎での鉛給水管はほぼ姿を消しつつあるが、横須賀ではまだ3割ほどが残存している。補助適用範囲のうち、公道の部分については行政が責任を持つよう改め、その他の部分については補助率や上限額を引き上げて市民への負担を減らし、早急に改善するよう努力すること。
- ⑨ マンション等集合住宅のタンクが地震によって破損したケースがある。水道管の耐震化を図ることがまず重要であることはわかるが、それと同時に、民間のタンクへも、耐震化への補助を検討すること。

4 産業と地域経済

(一)大企業の社会的責任を果たさせ、正規雇用拡大、地域経済を守る。

- ① 市が奨励金を出すなどの企業誘致策の最大の目的は市民の雇用の拡大であると考ええる。税収の確保も大切であるが、地元雇用の拡大につながるような施策の展開に軸足を移すこと。企業誘致に際して、資力のある企業の場合には補助金、奨励金の支給は必要がないので止めること。
- ② ワーキングプアと呼ばれるような、一生懸命働いても生活困窮に追い込まれる市民が増えている。中小企業に対しては国が援助することを含め、最低賃金を1,500円以上にしよう努力すること。

(二)農・漁業を振興する。

- ① 長井5丁目から6丁目にまたがる漁港は、台風の通過に伴い高潮・越波の影響を受け、漁船や漁具等の散乱など被害が大きい砂浜の漁港である。通年行われている地元漁業関係者によるゴミの回収や景観環境の維持・保全の支援をはじめ、他の漁港と同様の整備をすすめること。
- ② 温暖化の影響等により、本市の地場産業である農漁業に深刻な影響を及ぼしている現状を把握し、対策と支援を国・県に対して求めること。
- ③ 食の安全安心、食糧自給率の維持・向上の観点からもTPPや二国間の日米FTAには反対の意向を示すこと。
- ④ 食の安全・安心を守るため食品添加物などの表示が規制緩和されていくおそれがあるが、消費者の視点にたち、簡略化等をしないよう国に求めること。
- ⑤ 相模湾の原潜行動（訓練）については、通報義務がないことから本市近海で行われているにもかかわらず一切情報が入らない。国の専管事項とは言え不安である。区域の解消を国に要求するとともに、自治体への情報提供を求めること。

(三)中小企業・商店の営業を守るとともに、地域経済の基盤を強化する。

- ① 国の交付金で行った住宅リフォーム助成制度は、市内経済活性化のきっかけとして、事業者には喜ばれ、復活を求める要望が多い。空き家にしないようにするためにも、住宅リフォーム助成事業を、市民にとって使い勝手をよいものにして復活し、経済波及効果の大きくなるような制度にすること。
- ② 商店のリフォーム助成制度をつくるなど地元小売商店振興策を抜本的に充実すること。商店街の空き店舗対策、商店街の活性化事業補助及び地域商店街における地域商業振興ビジョンの策定、中小企業団体共同施設補助などをすすめ、関係者ととともに実現に努力すること。
- ③ 入札において最低制限価格が複数の事業者から同額で提示され、くじ引きで決定するということが生じている。これでは、入札をする意味がないばかりか談合が疑われる事態も発生する。総合評価方式を取り入れることなどを含め検討し、改善をはかること。
- ④ 入札制度の改善が取り組まれているが、引き続き地元業者への発注拡大に向けて取り組むこと。また、災害時の協定を結んでいる団体、災害訓練に参加等も考慮に入れて、地域貢献企業として評価点を加えること。
- ⑤ 公契約条例の制定に向けて検討をはじめること。
- ⑥ 地元業者が工事实績がないことを理由に入札に参加できないケースがある。地元業者の受注機会を拡大するため、工事实績を含む機会が得られるよう地元業

者の育成をはかること。

- ⑦ 国は消費税を10%にあげる方向でいるが、業者にとっては預かり税であり実質的な工事費は少なくなる。工事件数の制限において、大型工事(予定価格税込み2億円以上)の扱いを、予定価格税抜きで2億円以上に緩和すること。
- ⑧ 木造住宅の耐震補強助成の申請が目標に届いていない現状を鑑みて、件数を増やす取組が求められる。また、木造家屋の耐震化工事への補助金が7月頃までに申込がないと他に転用されるとのことである。年間を通じて使えるように国に求めること。
- ⑨ 申請者が、耐震改修工事等にかかった費用の全額を支払わなくてもすみ、初期費用負担軽減につながる代理受領制度を研究し、導入するよう検討すること。

5 非核・平和、基地問題

(一)安保法制の具体化に反対し、平和憲法・軍転法に徹した市政運営を。

- ① 海上自衛隊のヘリ空母「いずも」による「米艦防護」によって、安全保障関連法が具体化し本市にとって、よりリアルなものになっている。アメリカの軍事行動に追随する姿勢を強めることは、本市が攻撃される危険が増すことにつながる。40万市民の命と暮らしを守るため、安全保障関連法のエスカレートを止めるよう国に求めること。
- ② この数年間、国は、国家安全保障会議(日本版NSC)を立ち上げ、武器輸出三原則にとって代わって防衛装備移転三原則をつくり、特定秘密保護法や安全保障関連法の施行、共謀罪の施行等、矢継ぎ早に日米軍事同盟強化の法整備と発動を強行している。このような現状を受けて、本市は市民の安全・安心を何より第一義に確保すること。そのためには、これ以上のエスカレートを許さないよう、国に働きかけること。
- ③ 米軍基地があるから、米軍人・軍属がいるからという安易な発想から、米軍の「良き隣人政策」に呼応して、本市はさまざまな施策を行っている。近年「英語が学べるまち」をキャッチフレーズにして子どもたちを対象に施策を広げている。とりわけ米軍人家庭へのホームビジットなど、限られた空間で少人数限定の施策は、市民の安全・安心という観点から懸念が残る。また、相手は軍隊であり、いつ有事となるかも知れず、安定的な施策の継続はそもそも困難であるし、公的な施策としてはなじまない。これら米軍に依拠した施策は止めること。
- ④ 2017年7月7日、ニューヨーク国連本部において「核兵器禁止条約」が採択され

た。法的拘束力を持つ核軍縮関連の条約としては、実に20年ぶりの交渉成立と言われる。日本政府に対しこの条約にサインをするよう求めるとともに、米空母の横須賀母港化にあたり核持ち込みを容認した核密約を破棄するよう国に求めること。このような情勢を踏まえ、核持ち込みを容認した核密約の廃棄を国に求めること。市の港湾管理区域に入るときに核兵器を所持していない旨の証明書を提出するよう全ての軍艦に義務付けること。

- ⑤ 前市長は平和首長会議に参加したが、具体的行動には至らなかった。平和市長会に参加したことを生かし「核兵器廃絶・平和都市」宣言の横須賀市長としてヒバクシャ国際署名に賛同するなど、核兵器廃絶のイニシアチブを発揮すること。また、「核兵器禁止条約」の採択の原動力となった被爆者をはじめとする日本の核兵器禁止運動を激励するとともに、これまで市が行ってきた平和啓発事業を一層すすめること。

(二)原子力空母の交代を認めず、横須賀配備撤回と基地返還を促進する。

- ① 福島原発事故、三浦半島活断層群の地震発生確率の増加が報道され、原子力空母など原子力艦への不安が市民の中に広がっている。地域防災計画が見直しされたが、不十分である。市民の安心・安全を確保するには災害規模の想定の見直しや避難対策の実効性を検証するなど更なる見直しが必要である。2018年の夏は、異常気象による猛暑続きで熱中症患者が相次いだ。このような状況下で屋内退避をさせ換気扇やエアコンを消すよう市民にアナウンスして回ることは、被ばくを防ぐこと以前に市民の命を脅かすものであり、再考が求められる。
- ② 1966年にはじまった原子力艦船の寄港・停泊が事実上の母港化という状況となり、年間を通じてほとんど横須賀には原子力艦船がいるという現状である。安全・安心に暮らしたいという市民の当然の権利が脅かされ続けている。原子力艦の原子力災害に対する一番確実な安全対策は原子力空母の交代はもとより、横須賀配備そのものをなくすことである。原子力艦の配備は日米安保条約に関わるものであるが、いつまでも母港を受け入れなければならないものではない。市是である軍転法に照らし原子力空母の母港を撤回するよう国に求めること。また、第七艦隊のすべての艦船の母港取り消しを要求すること。
- ③ 2017年に本市に配備されているイージス艦の事故が頻発した。事故の原因究明と報告を求めるとともに、今後一切追加配備を認めないこと。
- ④ 長井住宅跡地の通信施設の返還については神奈川県基地関係縣市連絡協議会を通してだけでなく、市が直接米軍と国に求めること。
- ⑤ 横須賀港の漁業制限水域は国によれば「米軍が運用上必要」とのことだが、必

要がないのに返還されていないと市民からはみえる。国の説明は全く理解できない。なぜ返還されないのか、市民に分かりやすく説明するよう求めること。

- ⑥ 相模湾の原潜行動（訓練）区域の解消を国に要求すること。市は「日米安全保障条約に基づく地位協定により提供されているもので、自治体としてその区域の廃止、存続にコメントする立場にない」との姿勢だが、自治体として要求することを地位協定によって妨げられていないので、強く要求すること。
- ⑦ 旧軍港市転換法は「平和産業港湾都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄与することを目的」としている。関東自動車の工場跡地や市営長浦埠頭を自衛隊が取得し使用していることなどは、明らかに自衛隊基地の強化・拡張である。前市長は「基地機能の強化であるとか、基地の拡張であるとは考えていません。」と現実を無視した回答をしているが、自衛隊の基地になることによって固定資産税収入も得られず、基地の恒久化につながり、「軍転法」がめざした都市像に逆行するものである。今後これ以上の基地機能の強化・拡張がされないよう防止策を講ずること。また、「軍転法」の適用を回避して、所管替えによる防衛施設の拡大を認めないこと。
- ⑧ 大矢部弾薬庫跡地の文化財を市民の財産としてしっかり維持管理すること。跡地の利用計画を市民参加で作成すること。横須賀市への無償譲渡を国に求めるとともに、暫定的にでも市民に解放するなど、市民本位の利用をすすめること。
- ⑨ 米軍基地の返還については「可能な限りの返還を要請する」というのが基本的な考え方と言うが、返還の可能性を広げるという積極的立場に立つことは軍転法の趣旨からも当然である。市が実施した市民アンケートでも横須賀市のイメージを「基地のまち」と答える市民が8割以上となる。しかし将来の都市イメージは「自然豊かなまち」「福祉のまち」が上位になる。この乖離を少しでも埋めていく努力が大切である。そのため住民参加で基地跡地利用計画をつくり、都市計画決定をすること。計画の実現のため関係機関に基地返還を積極的に働きかけること。

(三) 基地被害から市民を守り、市財政負担をなくす。

- ① 「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」が改定されたが、極めて不十分なものである。改定されてことを評価するのではなく、改定の中身がどうなったのかの検証が大事であり、少なくとも国内の原子力発電所の防災対策と同等以上のものにするよう国に再検討を要求すること。
- ② 日米合同訓練は米軍基地と本市が連動し全部局長が一堂に会し意思統一する初動対応の情報伝達の間とした訓練であるが、市民が参加する避難誘導、安定ヨ

ウ素剤配布などの訓練と連動していない。国、県、米軍、本市、市民の訓練として切れ目なく行うこと、とりわけ市民の参加が実効性を高めるとされる。これら一体の訓練を地域防災計画にしっかり位置づけること。市民の参加の際には、屋内退避させれば終わり、というような訓練ではなく、避難する際の交通機関の出動を京急はじめ運輸業者から実際に出してもらい、乗る訓練も必要だ。また、はたして、避難する人数にあった出動ができるのか、常日頃からの打ち合わせも必要である。

- ③ 「テロ対策」と称して実施している原潜入港通告が非公開となっている。これはあくまでも臨時措置であり、早急に解除するよう要求すること。
- ④ ごみ・排水処理など米軍基地の公害防止のため市独自の立ち入り調査を要求し市民生活に関する国内法を遵守させること。事故が起きた際の立ち入り調査のルールも必要と思うが、事故防止の観点に立って、地位協定の見直しを要求すること。「日米地位協定の環境補足協定が締結され、立入手続きを作成・維持することも合意された」というが、日ごろからの予防的な立入もイタリアやドイツと同様にできるように改善を求めること。
- ⑤ 米軍人の市内居住に反対し、米軍人、軍属に対する税の特権的減免を廃止するよう引き続き国に要求する。また、前市長に対し、「米軍がすすめている民間住宅提携プログラム（R P P）は実質的な基地拡張である。民間の契約とは言え住民登録をしていないなど、市政に関わる問題でもあり、反対の意思をハッキリと示すこと。」と求めたが、「基本的には民間の契約に関するものです。」というだけで問題意識を示さなかった。米軍人、軍属に限らず民間契約だからといって住民登録もしないで市内居住することについては問題があるのでハッキリと反対の意思を示すこと。
- ⑥ イージス艦の増隻で米軍人が1000人増えたと言われている。市民税を納入せず市内に居住している米軍人、軍属の定日ゴミ処理、などの行政サービスの実費を米軍に要求すること。これら軍関係の経費については、普通交付税において、基準財政需要額のなかで見られているというが、それが妥当なものであるか、検証できるものではないからだ。市民にも分かるよう基地負担経費交付金などのような独立した形で交付するよう求めること。

また、防衛省によれば、米軍は米軍関係者の人数の詳細について、セキュリティー上の理由から提供しない、との回答だが、負担をいわば問答無用の形で押し付けられている他の自治体とも連携し、その解消に向け、国と米軍に求め続けていくこと。

- ⑦ 相模総合補給廠の爆発事故の時のようなことを繰り返さないため、基地内に保有する危険物の情報提供を求めること。また、屈辱的な刑事裁判権規定を改めることや日本側の立ち入り調査権を設けることなどを含め、地位協定の抜本的見直

しを国に要求する。第一次裁判権の放棄を指示した法務省通達の破棄などをつよく国に要求すること。

- ⑧ 米兵犯罪根絶のため、厳しい対応が求められる。事件が起こった場合には必ず文書で厳しく抗議し再発防止策を求め、再発策の実施報告を要求すること。米兵犯罪の被害者に対して、被害者の立場に立って相談をするなど、支援をすること。また、基地周辺地区安全対策協議会が、基地周辺の商店街の要望を聞く会になってはいないか、被害者も出席して意見を述べる事が出来ているのかなど、設置された当初の思いに立ち返り、検証・是正をはかること。
- ⑨ 市財政を充実させる立場からも、横須賀の経済的發展を阻害している米軍基地の返還を強く求めること。返還されるまでは基地交付金の大幅増額を国に要求すること。その際基地の存在による損失額などを算定し、増額要求の根拠を明らかにして臨むこと。
- ⑩ 防衛大学校は開校記念祭や卒業式典でジェット戦闘機の展覧飛行をおこなっている。人口密集地上空を急旋回するなど言語道断である。中止するよう防衛大学校へ強く求めること。